

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は中核的労働要求事項を尊重し労働者の人権を擁護するために、以下の通り方針を表明します。

1. 児童労働の禁止
国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。
2. 強制労働の禁止
いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。
3. 雇用及び職業における差別の撤廃
基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいによる差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を行いません。
4. 結社の自由と団体交渉権の尊重
結社の自由 及び団体交渉権を尊重します。

2022 年 11 月 1 日
森井紙器工業株式会社
代表取締役社長 森井 康